

総会

配布：一般

2017年12月19日

原文：英語

第10回特別会期

議事日程議題5

占領下の東エルサレムおよび占領下のパレスチナ領域の
残りの部分における違法なイスラエルの行動

トルコおよびイエメン：決議案

エルサレムの地位

総会は、

エルサレムに関する2017年11月30日の決議72/15を含む、総会の関連諸決議を再確認し、

1967年11月22日の242(1967)、1968年5月21日の252(1968)、1969年7月3日の267(1969)、
1971年9月25日の298(1971)、1973年10月22日の338(1973)、1979年3月22日の446(1979)、
1980年3月1日の465(1980)、1980年6月30日の476(1980)、1980年8月20日の478(1980)、
および2016年12月23日の2334(2016)の諸決議を含む、安全保障理事会の関連諸決議を再確認し、

国際連合憲章の目的および諸原則に基づき、そして、とりわけ、武力による領土獲得を容認しない
ことを再確認し、

関連する国際連合諸決議において予見されたように、聖地エルサレムの特有の地位および、特に、
エルサレムの独特な精神的な、宗教的なそして文化的な側面の保護と保存に対する必要性を念頭に置き
つつ、

エルサレムの最終的地位の問題は、関連する国際連合諸決議に沿って交渉を通して解決されることになっていることを強調し、

エルサレムの地位に関する最近の決定に総会の深い遺憾の意をこれに関連して表明し、

1. 聖地エルサレムの性格、地位または人口構成を変更してしまうことを主張するあらゆる決定と行動は、いかなる法的効果をもたず、無効でありそして安全保障理事会の関連する諸決議を遵守して無効にされなければならないことを確認し、そしてこれに関連して、全ての国家に対し、安全保障理事会決議 478 (1980) に従って、聖地エルサレムに外交使節団を置くことを慎むことを求める。

2. 全ての国家が、聖地エルサレムに関する安全保障理事会諸決議を遵守し、そしてこれらの諸決議に反するあらゆる行動または措置を認めないことを要求する。

3. 二国家解決を危うくする現場での否定的な傾向の逆転を求めるそして関連する国際連合諸決議、土地と平和の交換原則を含む、マドリッド付託条項、アラブ和平イニシアティブ¹および四者行程表²並びに 1967 年に始まったイスラエルの占領を終わらせることに基づく中東における包括的な、公正なそして永続する平和を、遅滞なく、達成することを目的とした、国際的なまた地域的な努力と支援の強化増大と加速を求める、安保理の呼びかけをくり返し表明する。

4. 第 10 回緊急特別会期を暫定的に散会することをそして総会の最も新しい会期の総会議長に対し、加盟国からの要請に基づいてその会合を再開する権限を与えることを決定する。

¹ A/56/1026-S/2002/932、添付文書 II、決議 14/221。

² S/2003/529、添付文書。